

自治体消防70年の歩みと今後の課題

第11回 消防力の変遷と課題(後編)

東京理科大学総合研究院 教授 小林 恭一

支援車Ⅰ型

ドラゴンハイパー・コマンドユニット
(エネルギー・産業基盤災害即応部隊)

12 消防力の変遷と課題(後編)

12.3 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要な消防ポンプ自動車、はしご自動車(屈折はしご自動車を含む)、化学消防車、救急自動車、救助工作車、消防防災ヘリコプター等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている。

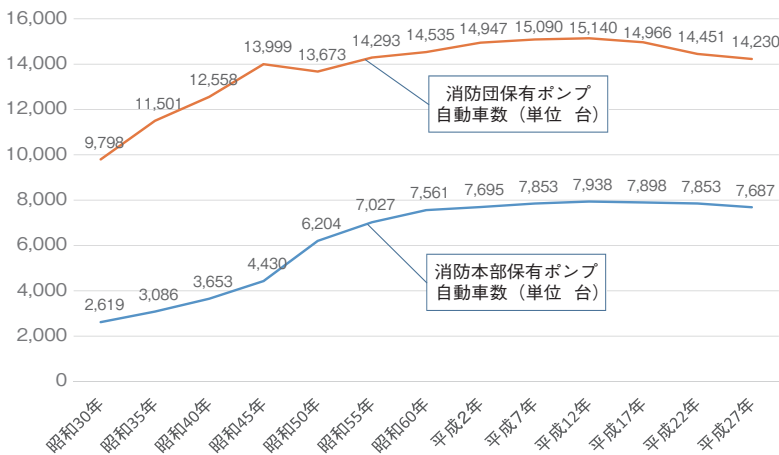


図10 ポンプ自動車数の推移(昭和30年～平成27年)(消防白書より作成)
(ポンプ自動車数は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、三輪消防ポンプ自動車の数の合計)

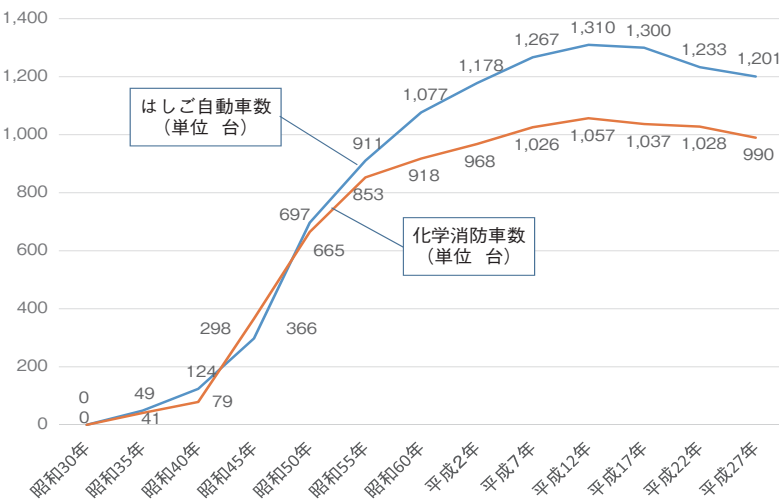


図11 消防本部の保有するはしご自動車数及び化学消防車数の推移(昭和30年～平成27年)(消防白書より作成)

主な消防車両等の整備状況の変遷は図10及び図11のとおりである。

12.4 消防力の基準から消防力の整備指針へ

3.4で述べたように、昭和35年2月に「消防力の基準」が消防庁長官告示として定められると、以後、この基準をもとに市町村の消防力の充実強化が行われて来た。制定以来、数次にわたり一部改正が行われたが、都市構造や消防需要の変化に対して、消防活動の実態を反映したより合理的な基準となるよう、平成12年1月に全部改正が行われた。

この改正により、「消防力の基準」は、それまでの「必要最小限の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」へと性格が改められ、市町村が目標とすべき消防力を算定するに当たって、自主的に判断することができる要素が拡充された。

また、平成17年6月には、社会環境の変化に対応し、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たすことができるよう、消防職員の職務能力に関する基準、兼務の基準、防災・危機管理に関する基準等を追加するとともに、具体的な内容を示し、市町村が消防力の整備を進める上での整備目標としての性格を明確にするため、告示の題名が「消防力の整備指針」に変更された。

「消防力の整備指針」は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、目標とすべき消防力の整備水準を定めている。

さらに、平成26年10月には、東日本大震災を教訓として、非常用車両の配置基準の見直し及び大規模災害時に消防庁舎が被災した場合の代替施設の確保計画を策定することが追加され、消防を取り巻く環境の変化への対応として、救急自動車、予防要員の配置基準の見直しによる増強、救急隊員の代替要員を確保すること等が追加された。

本指針において、各市町村は、その保有する消防力を総点検した上で、この「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備するこ

とが求められている¹⁾。

12. 5 消防の広域化の推進

市町村は、その区域内における消防事務を十分に果たすべき責任を有しているが、小規模な市町村における消防体制は様々な課題を抱えている場合が多い。

消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消防の体制の整備・確立を図ることを目指すものであり、消防庁では、平成6年以降継続的な取組を行っている。

昭和23年3月に消防組織法が施行されて以来、「市町村消防の原則」が消防制度の根幹とされて、消防本部及び消防署の設置が進められた。全国の消防本部数は、平成3年に過去最多の936本部まで増加したが、平成6年以降は、市町村消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成30年4月1日現在の消防本部数は728本部であり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は29町村となっている¹⁷⁾。

全国728消防本部のうち、管轄人口が10万未満の小規模消防本部は433本部あり、全体の約60%を占めている。これらの小規模消防本部では、複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等、組織管理や財政運営面における対応に課題がある場合が多い。このため消防庁では、平成6年以降、市町村の消防の広域化を積極的に推進してきたが、いまだ十分とは言えない状況にある。

また、日本の総人口は、平成17年以降減少傾向にあり、都市部とその他の地域により差はあるが、一般的に各消防本部の管轄人口も減少すると考えられており、さらに、消防団員の担い手不足の問題も懸念されている。このような現状から、消防の体制の一層の整備・確立を図るために市町村の消防の広域化を推進することが必要と考えられてきた。

このような状況を背景として、平成18年6月に消防組織法が改正され、消防の広域化の理念及び定義、基本指針に関すること、推進計画及び都道府県知事の関与等に関すること、広域消防運営計画に関すること、国の援助等に関すること等が規定された。消防庁では、同法に基づき、平成18年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針（「基本指針」）」を定め、さらに、東日本大震災での教訓や人口減少などを踏まえて平成25年4月1日に基本指針を改正し、広域化を着実に推進することとしている。

平成18年の消防組織法の改正以降、平成30年4月1日までに、50余りの地域で広域化が実現し、平成18年4月に811あった消防本部数は728となっている¹⁷⁾。

12. 6 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線は、従来、アナログ方式で運用されてきたが、平成8年に旧郵政省電気通信局（現総務省総合通信基盤局）から、電波の有効活用のために消防・救急無線のデジタル・ナロー化についての協力要請がなされ、翌年から全国消防長会において最適なデジタル方式の選定などについての検討が開始された。

デジタル化は、車両動態管理・文字等のデータ通信、秘匿性の向上による利用高度化及び電波の有効利用等の観点から不可避の流れであったが、その実現のためには多くの課題があった。

消防庁では、平成11年度・12年度に実験用デジタル無線機を作成しフィールド実験を行うなど検討を進め、また、全国消防長会では、消防・救急デジタル無線の260MHz帯の使用と通信方式が了承され、平成14年6月には、デジタル無線機器の共通仕様が取りまとめられた。このような動きを受け、平成15年10月に電波法関係審査基準（総務省訓令）が改正され、消防救急無線は、平成28年5月末日までにデジタル方式に移行することとされた。

この結果、各消防本部においては、無線機器の更新時期を考慮しつつ、当該期限までにデジタル化を行わなければならないこととなった。デジタル化に際しては、従来のアナログ方式の無線機器をデジタル方式の無線機器へ全面的に更新することが必要であるため、多大な費用を要する。また、デジタル方式とアナログ方式では、方式に互換性がないため、全ての消防本部においてデジタル化が完了するまでの間、デジタル方式無線機とアナログ方式無線機を併用し、大規模災害時等における広域応援の際に確実に連絡を取れるようにする必要があることも大きな問題だった。

大規模災害時のみならず有事における国民保護の対応など、広域的な活動が求められる状況において、広域的な通信基盤の確保は特に重要な課題となっている。また、単独整備に比して広域共同整備の費用は約4割程度となり、広域化・共同化がデジタル化に係る費用の節減に有効である。このため消防庁では、各都道府県に対し、消防救急無線の共同化・広域化についての計画を平成18年度末までに策定するよう、平成17年7月に次長通知を発し、平成18年度からは、消防救急デジタル無線のうち「広域化に係るもの」を、防災基盤整備事業における「特に推進すべき事業」として新たに位置付け、こうした取組みを支援することとした。この財政支援措置は、都道府県域を1ブロックとして都道府県及び消防本部間で予め十分に調整して取りまとめられた県内の広域化・共同化に係る全体計画及び各消防本部等の年次整備計画に基づき、消防本部や都道府県が計画的に行う事業を対象にすることとされた。

このような支援措置もあり、一大事業となった消防救急無線のデジタル化は、平成28年5月までによりやく完了した¹⁾及び¹⁸⁾が、これにより、近い将来到来することが予想されるA I時代における消防防災関係の情報基盤の整備などにも、大きく貢献することとなった。（続く）

〔参考文献〕

1) 消防白書（平成29年版）

17) 消防白書（平成30年版）

18) 消防救急無線のデジタル方式への移行過程における広域応援時の通信手段確保に関する検討会報告書（平成22年3月 総務省消防庁）